

令和6年

# 文教委員会会議録

とき 令和6年8月26日

品川区議会

令和6年 品川区議会文教委員会

日 時 令和6年8月26日（月） 午後1時00分～午後4時25分  
場 所 品川区議会 議会棟5階 第4委員会室

出席委員 委員長 こんの孝子 副委員長 山本やすゆき  
委員 西村直子 委員 あくつ広王  
委員 せらく真央 委員 高橋しんじ  
委員 田中たけし

出席説明員 伊崎 教 育 長 米 田 教 育 次 長  
船 木 庶 務 課 長 丸谷教育総合支援センター長  
唐澤特別支援教育担当課長 佐藤（憲）子ども未来部長  
原児童相談所担当部長 藤村子ども育成課長  
柴田子ども施策連携担当課長 長谷川児童相談課長  
金子一時保護担当課長 芝野保育入園調整課長  
染谷子ども家庭支援センター長 飛田子育て応援課長  
中島保育施設運営課長 佐藤（裕）保育事業担当課長

○午後1時00分開会

○こんの委員長

それでは、ただいまから文教委員会を開会いたします。

本日は、お手元に配付しております審査・調査予定表のとおり、報告事項、視察、所管事務調査、行政視察について、およびその他を予定しております。

また、本日は所管事務調査に関連して、品川区児童相談所への視察に参ります。2時頃に庁舎を出発したいと考えておりますので、本日も効率的な委員会運営にご協力をお願いいたします。

本日は、2名の傍聴申請がございますので、ご案内いたします。

あわせて、本日写真撮影の許可申請がございましたので、議題に入ります前に、許可するかしないかを判断するため、各会派のご意見をお聞きしたいと思います。なお、前例といたしましては、議題に入る前だけ自席から撮影を許可したということがありました。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願いいたします。

○西村委員

前例どおりで結構です。

○あくつ委員

前例どおり、議論に入る前、冒頭でお願いします。

○山本副委員長

前例どおりでお願いいたします。

○せらく委員

前例どおりでお願いいたします。

○高橋（し）委員

今までどおりで結構です。

○田中委員

いつでもいいと思っております。

○こんの委員長

ありがとうございます。

それでは、ただいま各会派のご意見を伺いました。前年どおりでというご意見が多かったと思いますので、議題に入る前のみ撮影は認めるということにしたいと思っております。また、撮影につきましては、自席から撮影していただきますようお願いいたします。

それでは、写真撮影の申請をされた方、どうぞ撮影をお願いいたします。

[写真撮影]

○こんの委員長

それでは、撮影を終了いたしました。

---

1 報告事項

(1) 令和7年度品川区立学校使用教科用図書の採択について

○こんの委員長

それでは、予定表の1の報告事項を聴取いたします。(1)令和7年度品川区立学校使用教科用図書の採択についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

### ○丸谷教育総合支援センター長

それでは、令和7年度品川区立学校使用教科用図書の採択について説明をいたします。お手元の資料をご覧ください。

令和6年8月8日の教育委員会にて採択した結果でございます。表の1、中学校・義務教育学校（後期課程）で、令和7年度より使用する教科用図書につきまして、各教科、採択した出版社名を読み上げます。国語は、光村図書出版。書写は、光村図書出版。社会（地理的分野）は、帝国書院。社会（歴史的分野）は、日本文教出版。社会（公民的分野）は、東京書籍。地図は、帝国書院。数学は、東京書籍。理科は、新興出版社啓林館。音楽（一般）は、教育芸術社。音楽（器楽合奏）は、教育出版。美術は、光村図書出版。保健体育は、G a k k e n。技術・家庭（技術分野）は、教育図書。技術・家庭（家庭分野）は、開隆堂出版。英語は、東京書籍。特別の教科道徳は、光村図書出版。

項番2のその他、小学校・義務教育学校（前期課程）につきましては、令和5年度に採択された教科用図書を引き続き使用いたします。次の特別支援学級につきましては、令和4年第3回教育委員会定例会の報告事項にて採択した教科用図書を引き続き使用いたします。こちらにつきましては、学校教育法附則第9条に基づいて、特別支援学級は、通常の学級で採択された教科書とは異なるものを実態に応じて選択することができるかとされており、そちらに基づきまして、採択する場合の可能なリストを教育委員会が追加がある場合に採択可能リストに加えるという形を例年取っております。今年度新たに追加する予定は、各校を調査しましたところ、希望はございませんでしたので、従来のもを引き続き使用するという内容でございます。

### ○こんの委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等ございましたらご発言願います。

### ○高橋（し）委員

関連して、まずは8月8日の教育委員会の審議の内容を調べようと思ったのですが、議事録、会議録は後日掲載予定となっていて、6月11日分が載っているだけで、それより後の会議録が載っていないのです。まず、どれぐらいのめどで通常載せようとしているのか、どれぐらいの期間で載せようとしているのかということをお教えください。それに関連して、今の中学校の採択の審議の内容が全然分からないので、できるだけ早く載せていただきたいと。影響してくると思うので、すみません、その2点をお願いします。

### ○船木庶務課長

教育委員会の会議録でございますけれども、これは鋭意、早く会議録をまとめてというように心がけているのですが、どうしても確認の部分ということもございまして、2か月から3か月要してしまっていることが現状でございます。なるべく早く議事の内容を公開できるように今後努めていきたいと、このように考えております。

### ○高橋（し）委員

2、3か月ということなのですが、もちろん正確性を求められますし、大切なチェックだと思うのですが、本当に1か月でも2か月でも早く公開できるようにしていただかないと、委員会での審議、そのほかのところにつながってくると思うので、これはお願いしますということです。

次は、小学校なのですが、令和5年度に採用したものが令和6年度も引きつづき採用されるというこ

とで、これについては、採用のときの教育委員会の会議録は拝見できました。その中に、ある教育委員の方は、他業務との関係で審議に参加することができないと。そのように進行しますというように書いてあります。特別支援教育のものと小学校のものと、両方そういった記述があったのですけれども、お答えできる範囲で、どうして審議に参加することができないのかお聞きします。

**○丸谷教育総合支援センター長**

委員の1名に関しまして、他業務に関連して教科書採択に差し障りがある業務に従事している、ということで、採択事務には関わらないということで退席をしていただいております。

**○高橋（し）委員**

その関わる業務というものは、もう少し詳しく教えてはいただけないのでしょうか。

**○丸谷教育総合支援センター長**

委員それぞれのお立場に関わることで、この場でのご回答を控えさせていただければと思います。

**○高橋（し）委員**

回答は控えさせていただくということで、そこは納得しました。ただ、この委員の方は、教育委員会の委員の方の中でも大変に教育的な見識が高く、教育的、専門的な判断というか、そのようなお考えをお持ちの方だと私は思っています。この委員の方の見識やお考えというものは大変重要だと思っていて、この方が、教科書の選定の非常に重要な過程において、入っていけないということは、教科書選定の審議の中で、非常に、建設的というか、しっかりした審議というか、そのようなところに影響すると思います。ですから、その方が参加できない状況で、このように教科書選定が進んでいくという動きに関して、どのようにお考えでしょうか。

**○丸谷教育総合支援センター長**

もともと教育関係者ということで、委員おっしゃるとおり、専門性の高いお立場であるということは認識しております。とはいえ、教育委員会の委員それぞれが、事前に教科書の検討委員会で作成した資料を読み込んでいただいて、教科書も手に取って触れていただきながら採択事務に関わっていただいておりますので、その辺りは、委員から質問があればこちらのほうからお答えするような形で審議を進めてきておりますので、採択に大きな影響というか、そういったものは、この委員が欠けていることでの影響というものはそれほどないと、ないように審議を進めてきたという認識でございます。

**○高橋（し）委員**

議会で教育委員を選任同意させていただいたわけですが、この委員の方が非常に高い見識をお持ちで、教育行政に委員として相当なお力を発揮できるという認識があって、選定をしたところなわけです。ですから、このような場で力を発揮していただくことがとても大事だと私は思っています。今お話あったように他業務の制限などでいられないとすると、それに伴う何らかの措置というか、ほかの委員の方の努力というものもあると思うのですが、その点についてはちょっと。今後もこれが続くわけですね。私としては、何らかの形で審議に参加していただくことを望みたいと思うのですけれども、そこはいかがでしょうか。

**○丸谷教育総合支援センター長**

他業務の関係で今回は事務に関わるができなかったわけですが、次回は令和9年度に小学校の教科用図書の採択事務を予定しております。その際に、可能であれば審議には加わっていただくことができるかと思いますが、その委員の先生の業務の関係もでございますので、そのときそのときで判断

をしていければと考えてございます。

#### ○高橋（し）委員

ありがとうございます。次回ということで、どうなるかはまたそのときにということなので、そこは承知しました。もう一つだけ、小学校の令和6年度の教科書ですけれども、ある教科に関しては、具体的に言うと算数なのですが、これまで、ある会社のもを使っていて、それが品川区の算数の学力の非常に力をつけるということで、全国のレベル、東京都のレベルの中でも上だというように、教科書だけがその理由ではないのですけれども、教科書は非常に大きな意味を持っていたと言われていました。それが令和5年度の時点で、令和6年度はこうすると変わったのです。大きく。そして令和7年度もそれでいこうというような話だったのですけれども、その点について、算数の今までのその教科書会社での成果と、変わったということについて、残念ながらその点についての、会議録にはそのようなことについて出てきていないので、もし分かれば、その辺の話をお尋ねします。

#### ○丸谷教育総合支援センター長

教科書が学力向上に資するというので、子どもたちが自学自習に教科書用いたり、また、教員が指導する際に教科書を用いたり、非常に大きな意味があるかと思いますが、今回採択された小学校の教科書、令和5年度に採択した教科書につきましては、全ての会社の教科書を比較して検討した上で、今後4年間については現在使っている教科書で進めていくことが望ましいと、判断されたものです。そのことによって学力の低下を招くような考えでは、我々はございませんので、そうした、今回品川区の子どもたちに合うだろうということで採択した教科書をしっかりと活用しながら、また学力の向上にもつなげていきたいと考えております。

#### ○高橋（し）委員

ありがとうございます。教科書を教えるのですが、教科書で教えると言われてますし、先生方のいろいろな授業のご努力でそういった学力があったと思うので、ただ、これは何年かたってみないと、教科書が変わったことの数字的なところの判断ができないと思うのですけれども、それはまた学力テスト等の結果や、あとは使われている先生方の授業の展開に関してその教科書がどうかということは、またご意見を聞いていくことになると思うので、また別の機会にそういった情報も得ながら質問させていただきたいと思います。

#### ○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。

#### ○田中委員

今の高橋委員とほぼ同趣旨のことを、最初にお伺いをしたいと思いますが、先ほどの教育委員会での議事録の公表は二、三か月後ということでありました。私は教育委員会の議事録のほうではなくて、区役所のホームページのほう、今回、令和7年度から新たな教科書がということで、前回でいうと令和3年から令和6年の中学校での使用教科書の採択理由や、まずはどのような教科書が採択されたか、そしてそれがなぜ選ばれたのかということがホームページに載っていたので、同様の視点から今回はどうなのかということで確認をしようと思ったところ、こちら、議事録の関係が大本なのかもしれませんが、載っていませんでした。広く区民の方にお知らせをするホームページですので、速やかにお載せすることが必要だと思いますが、議事録に関しては二、三か月後ということでありましたけれども、こちらのホームページへの掲載というものはどのようなタイミングで今後行われようとしているのか、まずお伺いしたいと思います。

### ○丸谷教育総合支援センター長

ホームページへの掲載についてですけれども、今回の採択した教科書会社の一覧、それから採択理由につきましても、まとめているところです。8月いっぱいまで採択事務を終了させるということで国のほうでスケジュールが決まっておりますので、9月に入った時点、9月の上旬から中旬までには、ホームページへの掲載を考えてございます。

### ○田中委員

今まとめている段階で、これも来月というお話でありましたので、今の段階における評価をちょっとお伺いしたいのですが、先ほど高橋委員は数学、算数の教科書を取り上げていらっしゃいましたけれども、私は社会の中の歴史的分野の教科書についてちょっと確認をさせていただきたいです。令和3年から令和6年までは教育出版の教科書でありましたけれども、今回、令和7年度以降は日本文教出版に変わっております。変わった理由を採択理由のところに当然書かれるのだらうと思いますが、そこをまずお伺いしたいと思います。ポイントとしては、前回の教育出版で選定理由がいろいろ述べられておりましたが、それを継続するのではなくて、それはそれ以上になのか、評価がどのような評価なのかあれなのですけれども、そちらではなくて、一定の評価があって前回採択された教育出版の教科書をやめて日本文教出版のほうに変えたという、前回との比較も含めて、ぜひお聞かせをいただきたいと思います。

### ○丸谷教育総合支援センター長

4年に一度教科書採択を実施するわけですが、前回使っていた教科書の出版社との比較ではなくて、その採択を行う年度の前年度に文科省で検定を行っておりますが、その検定教科書、検定を通った教科書を比較して、次の年度から使用する教科書として本区の子どもたちによりよいものという視点で採択事務を行っております。現行の教科書は教育出版のもので、次年度から日本文教出版に変わるわけですが、出版社を変えるということではなくて、今回検定を通った教科書を比較検討した際に、日本文教出版の教科書が本区の子どもたちにはよりよいだろう、適切だろうという判断で採択をしております。その採択の理由につきましては今まとめておりますので、もうしばらくお待ちいただければというところでございます。

### ○田中委員

そうすると今日の質疑はあまりできないということですね。来月、9月にホームページに掲載されましたら、その内容を踏まえて、ぜひ委員長のお計らいで、このテーマについての質疑の時間を、その他にするのかどうかは別として、ぜひお願いをしたいなと思っています。

### ○こんの委員長

今のご説明をさらに深掘りをされたいという、このようなことでの理解でいいですか。

### ○田中委員

深掘り、まずは選定理由を伺ってみないと、その後の深く掘れるのかどうかの判断できませんけれども、深掘りも含めて、次回か、今後の委員会に、まずは報告していただくということと、それに併せて今回の教科書採択についての質疑は改めて行っていただきたいということです。

### ○こんの委員長

今この場では、どうする、こうするという、お答えはできませんので、一旦このことはお預かりをさせていただいて、正副で検討させていただき、あるいは理事者の方ともご検討させていただくということでもよろしいでしょうか。では、お預かりさせていただきます。

### ○田中委員

その上でというか、並行してなのですが、今の準備段階における状況は、それは正式に決まってからしか公表できないということなのですかね。そうしましたら、併せて、もし分かればなのですが、他区の比較をする必要があるかどうかは別としても、この客観的な教科書選定における評価をしていく上で、他の、特に22区、ほかの区が、特に社会の歴史的分野において具体的にどのような教科書を採択されているのか、ちょうど品川区も含めて、これから公表されるタイミングなので、まだオープンになっていないところもあるのかもしれませんが、その状況がもし分かれば教えていただきたいと思えます。

#### ○丸谷教育総合支援センター長

今回の審議の内容につきましては、現在、議事録等も含めて内容をまとめているところですので、この場では控えさせていただきます。ご了承ください。

なお、他区との比較というところですが、例年東京都のほうで取りまとめて、資料を公表しております。昨年度の例でいいますと、令和5年11月16日付で、東京都の教育委員会のホームページに各地区の採択結果が掲載されておりますので、今年度につきましても大体同じぐらい、同様の時期に公表されるものという認識でおります。

#### ○田中委員

採択理由、また地区についてはどのような状況だったのかということも含めて、ぜひ正副委員長のご協議の上で、しっかりと質疑をしていきたいという希望がありますので、お取り計らいをよろしくお願いして、今日のところは私の質疑は終わりたいと思えます。

#### ○こんの委員長

一言申し上げます。次回の報告事項等の予定の中で検討させていただくことになるので、ご希望どおりにいくかどうかは、申し訳ないですが、この場ではどちらともお答えはできませんけれども、一旦預からさせていただきます。

ほかにございますでしょうか。

#### ○あくつ委員

ありがとうございます。すごくささいなことで恐縮なのですが、報道等で、教科書に掲載予定だった著名人の方が、いわゆる不祥事を起こして、その教科書から削除されたというようなことが、実は立て続けに起きています。1つは、成功した人をサポートする人ということで、中学校の英語の教科書に載っていた大リーグの選手の通訳の方が不祥事を起こして、掲載内容が削除されました。確認したら、その教科書は今回の中には採用がなかったということだったので、担当者の方はもちろんご存じだと思うのですが、もう1人のほうのユーチューバーの方が不適切なSNSの投稿をして、その方の写真が削除されたということもありました。今確認をしたら、その教科書が今回採択をされているということで、当然それは皆さん、児童・生徒、生徒の皆さんに配られるときには当然その部分が削除されたものが印刷をされて配られると。ただ、文部科学省のほうにその出版社が取消しをしい行ったのが8月8日であるということで、先ほどの高橋委員との質疑の中で、8月8日に選定をしたというようなお話がありましたけれども、そのときは知る由もないというか、そういったことが、ちょうどその日が重なっているということなのですが、このことに対して、出版社から何らかの説明が教育委員会にあったのかどうか、確認したいと思えます。

#### ○丸谷教育総合支援センター長

8月8日の教科書採択の決定日、その午前中には事案が分かっておりましたので、出版社のほうに確

認の連絡を教育委員会からさせていただいております。その8月8日の時点で、文部科学省に削除依頼をしているということでの回答をいただきました。その旨を教育委員にも事前にお伝えをして、採択のほうさせていただいたという流れでございます。

#### ○あくつ委員

分かりました。教育委員会としても、アンテナを立てて、大丈夫なのかということで、ちょうどその日に照会をしていただき、削除をするということで報告を受けたということで、内容についても写真があるだけで、その当該のユーチューバーについての記述はなかったというようなものになっています。教育委員会としては、それを除いて、ほかの内容については問題がない、もしくは適しているという判断をされたということによろしかったでしょうか。

#### ○丸谷教育総合支援センター長

委員おっしゃるとおりで、その他の部分には問題ございませんので、そういった形での採択をさせていただきます。

#### ○あくつ委員

分かりました。ありがとうございます。その掲載された方が不祥事を起こすかどうかということは、教育委員会は知る由もないことなので、これはある意味突発的なことだと思うのですが、今回はアンテナ高く、すぐに問合せをしていただいて、その上での検討の結果だということを確認させていただきました。ありがとうございました。

#### ○こんの委員長

ほかにごございますでしょうか。

#### ○せらく委員

私からは、教科書の展示会についてお聞きしたいと思います。7月20日まで行われていた教育総合支援センターでの教科書展示に初めて伺いました。そこでいらっしゃった方の名簿というか、お名前を書くところがあったと思うのですが、例えば近年や前回と比べてなど、どのくらいの方がいらっしゃっているかということがもしお分かりであれば、お聞きしてみたいです。

#### ○丸谷教育総合支援センター長

教科書展示会についてのご質問です。教育総合支援センターと品川図書館の2か所で実施をしているところですが、お名前を書いていた方が延べ90名いらっしゃいました。

#### ○せらく委員

ありがとうございます。今回が90名だったということですね。

#### ○丸谷教育総合支援センター長

今回が90名でございまして、すみません、昨年度やその前の情報が今手元にございませぬので、比較ができないのですが、申し訳ございません。

#### ○せらく委員

ありがとうございます。私も初めて伺ってみて、すごくたくさん種類の教科書があって、どれがいいなどということがどのように感じるのかなと思っていたのですが、見始めたら本当にそれぞれ違って、全て見てしまって、結果、感想やアンケートを書く用紙があったと思うのですが、それも書かせていただいたのですが、そういった皆様のお声、見学者のお声など、そういった部分は、教育委員会の中でもアンケート結果の集計をしたり、共有をしたりなど、すみません、初歩的な部分になるかもしれないのですが、どのように活用をしているのか教えていただければと思います。

**○丸谷教育総合支援センター長**

教科書展示会の来場者数や、その意見をいただいておりますので、そちらも今取りまとめている最中  
でございます。取りまとめが終わったところで、教育委員会会議でも報告を差し上げているところ  
でございます。

**○せらく委員**

ありがとうございます。そうしましたら、その教科書採択の会議の中では、まだ皆様のお声がない状  
態で採択をする会議というようになっているということでしょうか。

**○丸谷教育総合支援センター長**

教科書展示会のほうの期間と、教科書採択で5回に分けて仮採択と本採択と行っているのですけれど  
も、並行して行っておりますので、当日お越しいただいた方のご意見というものは、教育委員には共有  
されていない中での仮採択、本採択という形になってございます。

**○せらく委員**

そうしましたら、いただいたアンケートのお声などは、今後の教科書採択に反映していくというよう  
な形で、教育委員会での共有がされるというように認識させていただいてよろしいでしょうか。

**○丸谷教育総合支援センター長**

教科書展示会の目的なのですけれども、広く都民、本区でいうと区民に向けて、次年度から使用する  
教科書、どれになるかというものをご覧いただくということが目的で行っているものでして、ご意見を  
いただいてそれを教育委員会に反映させるという趣旨で行っているものではございません。そういった  
意味で、最終的にこのような意見がありましたということで報告は差し上げるのですが、その後、何か  
採択に影響するということがないようにはなっております。

**○せらく委員**

丁寧に説明していただいております。理解いたしました。

**○この委員長**

ほかにごございますでしょうか。よろしいですか。

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

---

(2) 育児休業にかかる保育認定期間の見直しについて

**○この委員長**

次に、(2)育児休業にかかる保育認定期間の見直しについてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

**○芝野保育入園調整課長**

私からは、育児休業に係る保育の認定期間の見直しについて報告させていただきたいと思えます。資  
料をご覧ください。

区では、子ども・子育て支援法に基づき、認可保育園等に在園中のお子様がいらっしゃる保護者が、  
下のお子さんを出産し、育児休業を取得した場合に、上のお子さんを引き続き保育所等でお預かりする  
という取扱いを行っております。これまでは、下のお子さんが満1歳に達する年度末まで保育所等の利  
用を継続することができましたが、育児・介護休業法では、最大2歳になるまで育児休業を延長でき  
ると定められており、当該在園資格を理由に育児休業を延長できないといった事象が発生して  
おりました。

ここで少し具体的にご説明させていただきますと、お一人目のお子さんを出産され、職場に復帰する

際に、就労という形で保育認定を受ける中で、実際に第2子、お二人目のお子さんを妊娠・出産するという場合には、妊娠・出産という認定項目でお預かりをし、出産後、今度は育児休業保育認定をしているという形になります。その育児休業、一人目のお子さんを育児休業という形でお預かりしている期間なのですが、二人目のお子さんが生まれてから満1歳に達する年度末までということでしたので、最短であると、1歳1か月程度、長くても1歳11か月程度で、今度は育児休業を延長するために、2人ともご家庭で保育をするか、それとも育児休業を切り上げて職場に戻っていただいて、就労という形でお二人お預けいただくかどちらかの選択しか取れないという形になっておりました。

今回の見直しでは、資料の中段をご覧くださいなのですが、これまでの満1歳に達する日の年度末までの期間から、変更後にありますとおり、年齢制限というものを撤廃しまして、下の子の育児休業期間中は、保育所等の利用を継続することができる取扱いに改めまして、保護者に対する育児の負担軽減を図ってまいります。

見直しのスケジュールとしましては、令和6年10月に規則を改正させていただき、その後、保護者や各園への周知期間を経て、令和7年4月より運用を開始してまいります。

#### ○こんの委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等ございましたらご発言願います。

#### ○西村委員

ご説明ありがとうございます。2点お伺いさせていただきたいと思うのですが、親御さんたちにとって、年齢制限の撤廃は大変ありがたいことだと思うのですが、そうすることになった経緯といますか、いろいろと区民の方から声があって、今のこのタイミングでそうようになったのかと思うのですが、その辺りの状況をお聞かせいただきたいです。あと、こちらの1のところ、認可保育所等というように書いておられました。この等のところの部分についてお聞かせいただければと思います。

#### ○芝野保育入園調整課長

2点ご質問いただきました。1点目の撤廃の経緯でございますが、保育認定期間の見直しについては、今育児休業を取得されている利用者の方から、期間を延長してほしいというようなご意見、ご要望を数多くいただいております。品川区でも検討しまして、また、他区の状況も確認したところ、6区では制限を撤廃しているというような状況でありますので、品川区も負担軽減という考え方の下、今回見直しをさせていただくことになりました。

2つ目の等ということでございますが、こちらは地域型保育事業、小規模保育事業、家庭的保育事業などを指すのですが、こちらにも対象に含めてという形でありますので、等という表現をさせていただいております。

#### ○こんの委員長

西村委員、いいですか。

ほかにございますでしょうか。

#### ○田中委員

このような規制緩和、喜ばれる施策だと思います。10月以降、区民の方に保育園のご案内やホームページ等々で周知をされるということなのだと思いますが、ここに書いてあるような、変更前は育児休業に係る子どもが1歳に達する日の属する年度の末日までの期間など、いわゆ

る条例の文言のような表現にここはなっておりますけれども、より具体的に分かりやすく、ご理解いただけるような表現での周知をぜひお願いしたいと思いますが、そこだけ確認をさせていただきたいと思います。

#### ○芝野保育入園調整課長

実際に周知するときの表現でございますが、これから規則改正もさせていただくところではありますけれども、規則改正の文言とはまたちょっと変えて、利用者の方に分かりやすい表現で周知、案内をしていきたいと思いますので、ちょっとこれから検討させていただきたいと思います。

#### ○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

---

## 2 視察

#### ○こんの委員長

次に、予定表の2の視察を行います。

冒頭にご案内いたしましたとおり、本日は所管事務調査に関連して、品川区児童相談所の視察に参加します。この後すぐに出発したいと思いますので、委員および視察に同行される理事者の方は、第3庁舎2階、駐車場のマイクロバスにご参集いただきたいと思います。放送でもご案内いたします。

予定よりも少し早いですが、それでは、会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後1時40分休憩

〔視察場所：品川区児童相談所〕

○午後3時30分再開

#### ○こんの委員長

それでは、休憩前に引き続き、文教委員会を再開いたします。

先ほどは視察、大変お疲れさまでした。ありがとうございました。

---

## 3 所管事務調査

区立児童相談所について

#### ○こんの委員長

それでは、予定表の3、所管事務調査を議題に供します。

本日は、区立児童相談所についての調査を行ってまいります。本件は、まず理事者より資料に基づきご説明いただき、その後、先ほどの視察の内容も踏まえて、ご質疑および委員同士での意見交換をお願いしたいと思います。

それでは、本件につきまして、まず理事者よりご説明願います。

#### ○長谷川児童相談課長

所管事務調査、区立児童相談所についてご説明させていただきます。なお、項番に関しましては、あらかじめ指定いただいた項番になっております。

まず、項番1、設置目的です。平成28年の児童福祉法改正により、児童は適切な養育を受け、速やかな成長・発達や自立等を保障されること等の権利を有することが、児童福祉法の理念として明確化されました。区はこの理念にのっとり、子ども・家庭支援のあらゆる場面において子どもの権利が保障さ

れ、子どもの最善の利益を実現することを目的に、児童相談所を設置するものであります。

項番2、人員体制についてです。表で記載させていただいております人数に関しましては、現時点での想定人数となります。左側が相談部門、右側が一時保護部門になります。また、表の中で常勤と、いわゆる会計年度任用職員である非常勤を分けて記載させていただいております。現在、人員の確保、順調に進めておまして、10月1日開設に向け、さらに引き続き人員の確保は図ってまいります。

項番3、事業進捗等の概要についてです。まず、東京都からのケース引継ぎについてです。児童福祉司21名、児童心理司14名を東京都品川児童相談所に現在派遣しております。既に、相談者への対応を段階的に始めているところです。7月からは区職員が主体となり、ケース対応も行っております。開設1か月前には、業者委託により児童台帳の運搬や記録データの入力作業を行うとともに、保護者宛て措置等の実施機関変更通知等を行います。(2)東京都からの一時保護受託についてです。開設までの期間、東京都品川児童相談所の一時保護児童を区において受託をしております。(3)児童相談所運営体制の整備についてです。相談受付業務を補助するAI電話応対支援システムを利用いたします。子ども家庭支援センターと共通のシステムとして、児童相談システムを開発いたします。広報しながら特集号やふれあい掲示板等、様々な媒体を活用し、周知するとともに、関係機関宛て開設周知リーフレットを作成・送付いたします。

最後に、項番4、一時保護所や子ども家庭支援センターとの連携・役割分担についてです。表をご覧ください。左側が一時保護所、右側が子ども家庭支援センターになります。児童相談所では、一時保護などの法的対応を担い、子ども家庭支援センターでは、虐待予防、寄り添い支援を中心に実施してまいります。また、両機関の機能、強みを活かした連携を様々行ってまいります。まず、一時保護の実績について記載をさせていただきました。これは東京都品川児童相談所の令和4年度の1年間の実績になります。(2)としまして、子ども家庭支援センターとの連携です。児童虐待の通告窓口を児童相談所に一元化いたします。ただし、子ども家庭支援センターに通告が入った場合は、現状どおり受付をいたします。受け付けた児童虐待相談・通告について、もう一方の機関での対応が的確と判断した場合には、両機関で合同の緊急受理会議を開く仕組みとし、適切な機関で対応できるように、共通のリスクアセスメントシートを用いて対応方針の協議を行うということでございます。

## ○こんの委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑、ご意見がございましたらご発言願います。

## ○あくつ委員

今日は視察ありがとうございました。お聞きしたいことはたくさんありますけれども、時間にも限りがありますので、ある程度まとめて伺いたいと思います。

まず、以前に新宿区の児童相談所を視察したときに、一時保護所については、住所については公表していませんと。周知の事実、公知の事実なのかもしれないのですが、今回品川区の児童相談所として一時保護所もありますということを公表するのかどうかと。公表しているのか、しているのでしょうか、しているのかどうかということが1つです。

あとは、先ほど、窓口業務について、1階に警備室ということで先ほどご説明があ、2階に受付というところがあって、一般の区民の方がご相談等にお見えになるということでした。先ほどの一時保護所との関係なのですけれども、やはり品川区の児童相談所ということで、保護されているというところで、やはり保護者の方が取り返しに来る、もしくは、何かクレーム等で押しかけてくるということも重々あ

り得る話であって、そういったときに、たしかご説明の中では、区の職員ではなくて外部委託をするというようなことで先ほど伺ったのですが、そこについての対応というものはどういった対応をお考えになっていらっしゃるのか。安直に言えば武道の有段者のような方を雇って何か対応するのか、それとも警察にすぐ通報して、そちらに委ねるといったことなのか、子どもを守るということが、当然第一だと思うのですが、その考え方を教えてほしいということが2つ目です。

それと夜間休日の対応ということで、先ほどの施設での説明の中で、夜間休日の相談・通告については、コールセンター方式で委託業者が受け付けるとありました。緊急対応が必要と判断した場合は、委託業者が輪番のスーパーバイザーに連絡しますという説明になっていましたけれども、まさにその判断というものは、緊急的なものかどうかということで専門性が問われると思うのですが、その委託業者の判断基準というものは、いわゆる主観的なものではなくて、本当に客観的な、何かそういったものの約束事がある、このような状況であればすぐスーパーバイザーの方に連絡をするなどといったことなのか教えてください。

それと先ほどのご説明の中に、相談受付業務を補助するAI電話対応システムを利用するとあったのですが、これはどのような意味なのか教えてください。

ちょっと、細かく言えば4つ、教えてください。

#### ○長谷川児童相談課長

4点ご質問いただきました。順次お答えさせていただきます。

まず、一時保護所の公表有無についてですけれども、品川区としては、一時保護所が併設していること自体は公表しております。ただ、大事なことは、お子さんをこの施設でお預かりしているという事実をお伝えするかどうかということになるかと思えます。例えば、A区のお子さんをお預かりしていますということは、絶対に申し上げないことになりまして、他県や他の児童相談所でも同じような扱いであるというように聞いております。ただ、区によっては、一時保護書について公表していない区もあることも承知しております。品川区としては公表しております。

2点目としまして、保護者が取り返しに来ることも想定されるけれども、1階の警備の方はどのように対応するのかという趣旨というように受け取りました。当然取り返しに来ることも、想定としてはあり得ると思っております。ただ、どの保護者がそのような態度に出てくるかということが、はっきり言ってちょっと見た目では分からないということもありますし、何でもかんでも武道で来たら武道で対応することがいいのかということもありますので、一義的にはどの区民の方であっても同じような対応を取るようになるかと思えます。もしも身の危険を感じるようなこと等があれば、すぐに110番をするような運用になっております。まず、かなり興奮している保護者が来た場合などは、当然その警備の方に一義的に対応していただくことになるかと思えますけれども、他の施設と同じように、警備員だけで対応するのではなくて、やはり警察の力を頼って安全を確保していきたいと思っております。当然外部から子どもがいる一時保護所へのアクセスはできないようになっておりますので、大人でその部分に対応できるかなと考えております。

それから3点目の、夜間休日の対応についてコールセンター方式を取らせていただきますけれども、緊急性の判断ができるのかというところになりますが、それは判断シートを作成いたしまして、委託業者のほうに共有させていただきます。委託業者は、その判断シートに基づいてリスクをジャッジするという運用になります。当然そうではない電話も来ることが想定されますので、緊急性があるものはすぐに区のほうに連絡を入れていただいて、そうでないものに関しては、翌日以降区のほうに連絡が来ると

いう運用になっております。実際に他区の事例も参照しながら、その緊急の判断シートに関してはつくり上げていきたいと考えております。

最後に、A I 電話応対支援システムについての説明になりますけれども、現在先行区ですと、江戸川区が導入をしております。これは保護者の方等からかかってきた電話を職員が受けますけれども、その受けたときに言葉をテキスト化してくれるものになります。通常ですと、電話内容を全て手書き、あるいはパソコンに打ち込んで記録として整理し直すという作業がありますけれども、このA I 電話応対支援システムを導入することで、最初の文字化をシステムが担ってくれるということになっています。これ導入の意図としましては、今児童虐待通告がかなり増えているという状況、児童福祉司の業務がかなり過多になっているということがありますので、そこの負担軽減につながればということで、導入させていただいたものです。

#### ○あくつ委員

ありがとうございます。ご説明分かりました。これからつくり上げていく部分もあるということで、確認をさせていただきました。

委託業者のコールセンターのところだけ、もう1回確認なのですけれども、判断シートをこれから作成されていくということ、他の自治体の事例も見ながらということでしたが、疑わしきというか、これは判断がつかないなと思ったら、基本的にはもう当番のスーパーバイザーのほうに連絡が行くということで、そのように理解をしてよろしいのかが1つです。

それとあともう一つ、最後にしますけれども、今日体育館を拝見させていただいて、子どもたちがそこで運動されているところも見させていただきました。冷房の、エアコンの効きがあまりよろしくないというか、エアコンは設置はされているのですけれども、やはり近年の気候変動でかなり暑いという、そういった感想も聞かれましたので、ここについては、つくったばかりではありますけれども、学校の体育館のように、外付けでも何でもいいので、これは早く冷房、エアコンを強化していただきたいと思えます。ここについて、もし予算がついてくるのであれば、議会は喜んで賛成をしたいと思いますので、それについては要望として伝えさせていただきます。

では、前段の部分お願いします。

#### ○長谷川児童相談課長

夜間休日のコールセンター方式による受電の際に、疑わしい通報があった場合、どうするかという趣旨の質問だったかと思えます。委員ご指摘のとおり、疑わしい場合は全て区の児童相談所のスーパーバイザーのほうに連絡が来るようになっております。

#### ○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。

#### ○田中委員

私も何点かまとめてお伺いをしたいと思います。まず人員のことについてであります。トータルで144名の職員の方々にご対応いただくという中で、先行して児童福祉司の方が21名、児童心理司の方が14名、東京都に派遣をされているというのは、研修という意味でしょうか。派遣されて、それでノウハウを得て、そして戻られて品川の児童相談所の対応をしていただくということでもありますけれども、ほかにもそのような、何というのでしょうか、都のほうに派遣をされている方がいらっしゃるのかどうか。いわゆる、今後は全員が区の職員の方、正規、非正規、非常勤も含め、雇用体系は区がこれを進めるような意味合いになると思いますが、引き続き人員体制を整えるに当たって、東京都か

ら人員を受け入れるということがあるのかどうか。それと、大きく相談部門と一時保護部門がありまして、全体の施設の運営としては午前8時半から午後5時までということではあります。その体制として、特に一時保護部門になろうかと思えますけれども、24時間対応ということで、電話の受付もそうですが、この144名体制で、今後子どもがどのような状況になるのかにももちろんよるのですけれども、今後の運営の中で十分賄える人員配置になっているのかということ、まずお伺いしたいと思います。

#### ○長谷川児童相談課長

大きく3点ご質問をいただいたかと思えます。まず1点目の東京都への派遣研修かどうかということなのですが、今回児童福祉司21名、児童心理司14名は都に派遣させていただいておりますが、これは研修派遣ということではなくて、引継ぎ派遣ということになります。身分としては、都と区の身分を併用していることになりまして、中身としましては、区が主体となって、今ケースの運用を全て行っている状況です。東京都は何かあったらお助けいただくようなサポート体制はできておりますが、ケースの対応、進行は全て区の職員が今担っているという状況になっています。

それから2点目の今後も東京都から人員を受け入れるのかということなのですが、現状は、結論から申し上げますと考えておりません。理由といたしまして幾つかありますけれども、現在東京都も決して人員が余っているわけではなくて、これはどこの自治体にも言えることだと思うのですが、人材の確保・育成は自治体における大きな課題であると思っております。その中でも、児童相談所開設黎明期には様々な支援をいただいたことも事実でありますし、品川区としましては、東京都に派遣して研修を受けてきた職員もおります。ただ、今後に関しては、当面は区のプロパー職員での運営を行っていくことを基本に考えておりますので、受入れを行う予定は現時点ではありません。

最後、3点目としまして、144名という人数規模が適切なのかどうかということのご質問かと思えます。児童相談部門に関しましては、児童福祉司および児童心理司の人数というものが法律で規定されております。算出する数式が色々ありますけれども、大きなところは前々年度の虐待対応件数というところから必要人員を算出するというところになりますので、今後も虐待対応件数が増えていけば、当然必要人員は増えていくという理屈になります。この144名はあくまでも現時点での必要数ということになっておりますので、今後は、また世の中の動きによって変更の可能性はあるということでございます。

#### ○田中委員

極めて重要な役目の方々です。また、一定の経験を要する職種だと思います。スタート144名でスタートされるわけですが、今後も引き続き、しっかり人員を確保していくことが、区に移管されてよかったと思われるような体制につながると思います。都から区へ移管する際の人員確保ということが1つ、いろいろな視点は指摘につながる要因、要素だと思っておりますので、また引き続き人材育成も含めて、ご対応をいただけたらと思います。

今一緒に聞けばよかったのですが、特にスーパーバイザーの方の確保が極めて重要で、なかなか人材がそろわないということ、品川区以外のところから伺ってはいるのですが、このスーパーバイザー、児童福祉司の方が5人と児童心理司の方が2人ということですが、この数はどうなのでしょう。もう少し必要なのか、十分なのかということについて、いかがでしょうか。

#### ○長谷川児童相談課長

まず、冒頭おっしゃっていただいた人員の確保、あるいは育成に関しましては、開設して終わりではなくて、引き続き継続的に努めていく必要があると認識しております。スーパーバイザーの確保に関し

まして、これも非常に重要かつかなり困難な部分であると認識しておりまして、とりわけ児童福祉司のスーパーバイザーは、児童福祉司として5年以上、もっと厳しいのが児童心理司スーパーバイザーは心理分野で10年以上ということで、かなりハードルが高いという事実がありまして、区の内部職員でこれらを達成することは、現状ちょっと困難であると考えております。ただ、品川区としては、幸いにもこの5名、あるいは2名というものは確保しております。確保方法は、経験付き採用や任期付き採用等を用いまして、他自治体で経験した職員を採用させていただいたというところでございます。

#### ○田中委員

しっかりとその人員体制、引き続き整えていただけるように、ご尽力をお願いしたいと思います。

この右側の図で、区立の児童相談所と、既にある子ども家庭支援センターとの関係性が出ておりますけれども、子ども家庭支援センターというものは、東京都に児童相談所があつて、より身近な自治体の施設として、児童虐待の予防や早期の発見など、いろいろ身近なところをきめ細かく対応していただくところ。児童相談所に入る前段の時点で早期発見、早期相談を受けていただいて未然に防ぐという、そのような最前線の施設として子ども家庭支援センターがある。東京都にある児童相談所との関係性で、児童相談の全体の業務が行われていたと思います。今後は、東京都から今度は区立になるということで、今までは東京都だったので分けざるを得なかったわけですが、機能を児童相談所が区に移管されることに伴って、今は、子ども家庭支援センターと児童相談所は施設的に別々の場所になっておりますけれども、今後、当然連携は今まで以上にしやすくなると思いますが、今後、組織として分けていくことを、今まで同様に継続していくことのほうがいいのか、もう子ども家庭支援センターの業務も、今後の児童相談所の中に組み込む中で対応することのほうがより対応できるようになってくるのか、その辺の今お考えはいかがでしょうか。

#### ○長谷川児童相談課長

子ども家庭支援センターとの連携の部分のご質問をいただきました。委員おっしゃるとおり、子ども家庭支援センターと区立児童相談所の役割に関しては、違いはあるものの、児童虐待の対応という部分では同じです。事実先行区、あるいは他自治体を見ますと、子ども家庭支援センターと児童相談所が同じ建物にある場合もちろんありますし、それは自治体の判断になろうかと思えます。本当にメリット、デメリットはあろうかと思えます。品川区としましては併存型という形を選択いたしましたけれども、施設の機能の、役割の違いがあるというところで、児童相談所としては、あくまでも法的対応というところになってくるので、例えば虐待が発生する前に、事前に各家庭を回ったり、発生予防に努めたりというところは少し難しいかなと考える一方、子ども家庭支援センターは、その辺の寄り添い支援が強みである部分がありますので、そこはうまく機能的に連携していきたいと考えております。

#### ○田中委員

今後、どのような体制が一番子どもにとって最善の対応なのかという視点に立って考えていただいて、今まで分かれていたからそのまま分かれるなど、そのようなことではなくて、それこそ子どもの立場に寄り添った組織づくりを、対応をお願いしたいと思います。

あと最後、今日視察をさせていただきまして、非常に子どものことに配慮されたレイアウトになっていて、すばらしいなと強く感じました。あのレイアウトといいますか、部屋の数や割合、部屋の種類などというものは、東京都の児童相談所にも同じような機能があつたのか、あるいは東京都には必要最小限の部屋しかはないけれども、品川独自のレイアウトなり、新しい部屋なり、そのような機能というものが増えたとか、要は既存の東京都のものと、今回の区のものとの比較で、お聞かせください。特に品

川独自のものについて。

#### ○長谷川児童相談課長

一時保護所のレイアウトに関するご質問と理解しましたが、一時保護所のレイアウトに関しては公表していないところがありまして、他自治体の一時保護所、当然視察させていただいておりますけれども、同様に公開していないというところがありますので、個別の比較についての回答は差し控えさせていただきたいと思いますが、品川区としては、子どもたち一人ひとりの権利に寄り添った支援ができるように、とにかく個別対応ができるような設計を心がけております。

#### ○田中委員

個人的には大変すばらしいものができたと思っておりますし、それを今後区に移管しようとしている後発自治体に対して、このようなすばらしいものができるのだから、子どもの児童虐待にもしっかり対応できるものがあるのだからというようなことから、児童相談業務を区に移管すべきという1つのいいお手本というか、事例として、私は積極的にPRすべきだなと。特に練馬区長にはぜひ見てもらいたいという強い思いはあったのですが、それは、では公表されていないということなので、ちょっと残念ではありますが、ただ、いい形で、要は都から区に移管されてよかったと。そのことによってこれだけよくなったということが、何でしょうか、じんわりと公表されるというか、伝わるようなことを願いながら、質問は終わります。

#### ○この委員長

ほかにございますでしょうか。

#### ○西村委員

ご説明ありがとうございます。視察もありがとうございます。

まず定員について伺いたいなど。一時保護の定員についてなのですが、都の実績ベースとおっしゃっていたと思います。今現在、品川区で14名と伺っておりまして、需要が高まっているというお話もありましたので、この14名というところを超える可能性はあるのか、今の一時保護の都のほうの実績もあると思いますので、伺えればと思います。

もう1点が、所管事務調査のほうの運営体制の整備のところ、もう少し詳しくお聞かせいただきたいと思うことがありまして、子ども家庭センターと共通のシステムとして児童相談システムを開発すると②のところがありました。ここの部分をもう少し詳しくお聞かせいただければと思います。

以上2点、お願いいたします。

#### ○長谷川児童相談課長

2点ご質問いただきました。まず定員に関しましては、現在14名ということで考えております。しかしながら、昨今児童虐待通告の増加に伴いまして、一時保護需要が増えているという話も事実として聞いております。品川区の施設としましても、定員は14名なのですが、居室レイアウトは少し広めに設定しているということもありますし、また、必要な保護はちゅうちょなく実施する必要があるという考え方もありますので、定員を超過してお子さんをお預かりするということは十分にあり得る話かなと思っております。

2点目の子ども家庭支援センターと共通のシステムとして児童相談システムを開発するというところになりますけれども、現在、子ども家庭支援センターが既に児童虐待の分野でお仕事をされておまして、その部分で活用されているシステムがありますが、児童相談所が開設する際に、子ども家庭支援センターが今使っているシステム、ちょうどプレース期間が来るということもありましたので、児童

相談所と同じシステムを使っていこうということで、開発を新たに始めたものになっております。しかしながら、全ての中身を見られるかということ、そこはちょっと一定ラインを引いている、線引きしているところはありますけれども、大枠の部分では共通認識が持てるようにということで意識をした設計になっております。

#### ○西村委員

ありがとうございます。システムのほうはよく分かりました。ありがとうございます。

一時保護の定員のところなのですが、今の東京都児童相談所、北品川のところ、一時保護所がなく、他区にそれぞれ行っているというように理解しております、新しくできる、今日視察に行かせていただいたところも、品川区以外のお子さんを受け入れるようなことというのは可能性としてあるのかということだけ、最後に伺わせてください。

#### ○長谷川児童相談課長

品川区の施設になりますけれども、保護するお子さんに関しては、品川区民以外の場合もあり得ると考えております。これは様々なケースが考えられますけれども、例えば加害被害の関係や、同じ施設で保護することが適当でないケースに関しては、品川区のお子さんであっても、他区の児童相談所、あるいは他自治体の児童相談所にお願いをするケースもあろうかと思っておりますので、またその逆もしかりということで理解していただければと存じます。

#### ○西村委員

ありがとうございました。

#### ○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。

#### ○せらく委員

視察と説明をいただきまして、ありがとうございました。私からは2点お伺いしたいと思っております。

まず1点目に、先ほど区立児童相談所と子ども家庭支援センターでの連携という話があったと思います。区立児童相談所は一時保護など法的対応というように書いてあり、子ども家庭支援センターは寄り添い支援ということなのですけれども、これ実際に区民の方が、お問合せなり対応なり、お願い、相談なりするときの、まず第1の窓口というものは、今後、10月以降は児童相談所になるということなのでしょうか。区民の方が、どのように利用したらいいのか想定を教えていただければと思います。

2点目に、電話対応にAIを導入して、電話の内容をテキスト化することで対応の補助になるというお話があったのですが、AIを利用するのは、その電話の内容のテキスト化だけなのか、それとも、今AIに学習させていろいろできることが幅広くなっていると思うのですが、対応のケースについてもAIを参考にしたりする、そのようなことが想定されているかを教えてください。

#### ○長谷川児童相談課長

2点ご質問をいただきました。児童相談所と子ども家庭支援センターの連携というところになりますけれども、今後区立の児童相談所ができた際には、虐待通告の相談窓口を児童相談所に一元化いたしますが、あくまでも児童虐待の通告窓口ということになりますので、それ以外の相談に関しては、これまでどおり、子ども家庭支援センターでも児童相談所でも受付をさせていただきます。今後児童相談所を開設したときに、ここの一元化という大きな変化になりますので、しっかり丁寧に説明していきたいと思っておりますし、区内の掲示板を含めて、様々な媒体を活用して周知徹底を図っていきたく思っております。

す。

2点目のA Iの部分になりますけれども、現状考えていることは、記録を入力する作業量を減らすことを第1の目的として、まずテキスト化ということです。その次に、A Iを入れているところで、文字の中で危険なワードが出たとき、例えば殴ってしまいそうなど、機械に読み込ませた危険ワードが出てきたときに、電話対応している職員が、すぐさま関係機関やマニュアルなど、判断に迷わないようにポップアップでマニュアル等が出るという仕組みになっております。新聞報道等でもあるリスク判定、いわゆるリスク判定に関しましては、現状品川区としては導入の予定は、現時点ではありません。

#### ○せらく委員

説明いただきましてありがとうございます。2点とも理解いたしました。ありがとうございました。

#### ○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。

#### ○高橋（し）委員

ご説明ありがとうございました。あと視察のほうも大変勉強になりました。

ほかの委員の方もお話しされていましたが、まずは子ども家庭支援センターとの関係なのですが、一元化した後にまた通告が入ってきたら、今までどおり、現状どおり受付をするということで、子ども家庭支援センターは非常に寄り添った支援を職員の方がなさっているという点で非常に存在価値があると思っていて、継続的にというか、もちろん一元化したのですけれども、窓口はこのようにもう一つあっても全く問題ないし、また今までどおりの支援をしていただきたいと思うのです。そこで、子ども家庭支援センター側として、区立児童相談所とこれだけ緊密に連携を取れるようになることの、今後のメリットというか、プラスのところをお尋ねできればと思います。それが1つ。また、アセスメントシート等で共通認識を持ちながら、進めていけるという意味では非常にいいと思うのですけれども、今までよりよい形になったと思うのですが、その点を1つ。

もう一つは、現地で頂いた資料の最後のページに設置市事務がたくさん出ていて、これに関して今区の所管で検討していることは、条例改正、あるいは規則や要綱の変更や、加筆というのですか、そのようなものがあるわけでしょうか。それが2つ目です。

3つ目は、その中でも、最後16番の療育手帳に係る判定事務とあって、これは児童相談所が処理する事務というように明記されているのですが、これもこちらの所管のほうでやるようになるのか、それとも児童相談所の事務の中でやるのかと。今までそういった扱いをなかなか、した経験があるというか、そのような方がいないと大変な事務ではないかと聞いているのですが、その辺の対応はいかがでしょうか。

#### ○染谷子ども家庭支援センター長

児童相談所開設につきまして、現状として、子ども家庭支援センター側から見た、よりよくなっているところというお話でございますが、1つは今委員がおっしゃられた共通のリスクアセスメントシートです。現状、東京都の児童相談所との業務につきましては、東京ルールという基準に基づいて実施しているものではございますけれども、今回改めて共通のリスクアセスメントシートを用いて、それぞれの役割の中で対応が漏れるようなことがないよう対応できるということは、委員おっしゃるとおり非常に大きなメリットだと考えておりますし、それからあと人材の流動性といいますか、柔軟性といいますか、それぞれ人事異動の中で、児童相談所、それから子ども家庭支援センター、それぞれ経験する職員というものが今後多く出てくるかと思っております。そういった人材配置の部分でも、非常に大きなメリットがあ

ると考えております。

#### ○長谷川児童相談課長

設置市事務に関してですけれども、今後条例、それから規則、要綱等につきましては整備をしております。また、条例に関しましては、議会のほうで提案をさせていただきます。〔同日後刻に「令和5年の第4回定例会と令和6年の第1回定例会、それから令和6年の第2回定例会で大半の部分の条例化がもう既に済んでおります」と答弁訂正あり〕

それから、療育手帳の判定事務に関しましては、区立児童相談所開設後は、区のほうで一義的に判定業務を行います。最終的なジャッジメントは東京都の心身障害者福祉センターのほうで行いますので、入り口の部分になります。この療育手帳の判定事務に関しましても、当然やったことがないといけないわけですけれども、これまで児童相談所開設に向けて様々な区に派遣研修をお願いしておりましたので、その中で、愛の手帳の判定事務に関しましては、多くの職員が経験をしてきたところであります。

#### ○高橋（し）委員

それぞれありがとうございました。子ども家庭支援センターについては、今お話にあったようなプラスの面、よりよくなると伺ったので、ぜひ緊密に区立児童相談所と連携して進めていっていただければと思います。

あと条例等の整備は、なかなかこれだけのものを整備するというは大変だと思うのですが、所管のほうできちんとやっていただければと思います。

療育手帳については、非常に、なかなか難しい側面もあるところが今後出てくると思いますが、経験をされた方もいらっしゃるということですので、円滑に進めていっていただければと思います。

#### ○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。

#### ○山本副委員長

人員体制や定員の考え方、A I 電話の概要や子ども家庭支援センターとの連携などのご質問についてはほかの委員からの質問がありまして、理解しました。私からは1点、相談受付後の対応についてご質問をいたします。

一時保護扱い併設というところで、虐待相談などを受けたときには、この施設でお預かりするということが基本的なのかなと思ったのですが、別家庭で過ごすほうがよいという子どもも中にはいるのかなと。ですから、一時保護を施設ではなくて、中には短期預かり里親に預けるというほうがその子のためによいという場合も、考えもあると思います。実際その相談を受ける中で、そのような集団で子どもが保護預かりをされるのではなくて、短期の預かり里親に任せたほうがよい場合なども出てくるのかなと思ひまして、児童相談所でご説明をいただいた中でのフローの中には、そういった里親相談というものが書かれていたりもしますので、そういったところの現状の準備や体制のほうはどのようなになっているか、お教えいただければと思います。

#### ○長谷川児童相談課長

すみません。先ほどの設置市事務のところ1点修正させていただきたいのですが、条例に関して今後というお話をさせていただいたのですが、すみません、令和5年の第4回定例会と令和6年の第1回定例会、それから令和6年の第2回定例会で、大半の部分の条例化がもう既に済んでおりますので、その部分、修正させていただきます。

それから、今お話しいただきました里親の活用というところになりますけれども、当然、今国のほう

としても、家庭養育優先の原則という理念を掲げております。また、一時保護所はあくまでもいつとき生活する場という理解になりますので、一時保護所の中でずっと過ごすということは、基本的には考えていないところになります。もちろんケースによっては、一時保護所で生活せざるを得ないお子さんたちもいらっしゃることは事実であります。しかしながら、国の方針にもありますとおり、家庭養育ということをまず優先に考えていきたいと考えております。短期入所里親、ご紹介いただきましたけれども、それを含めて、施設のグループホーム含めて、なるべく小規模の体制のところで見させていただいたほうがいいお子さんもいらっしゃるれば、またその逆もいらっしゃるということで、個別のケースワークの中で、そのお子さんの希望や親御さんの同意状況、それから入所予定先の状況、他のお子さんがある、いない含めて、様々な状態、状況を確認しながら、個別に進めていきたいと、このように考えております。

#### ○山本副委員長

ご説明ありがとうございます。実際に短期預かり里親を進めるに当たっては、その預かり里親の支援だったり、サポートだったりなども必要になってくるので、実際進めていくにはいろいろと詰めるべきところもあると思うのですが、先ほど言っていたようなケースワークの中でのお子さんに寄り添って、そのお子さんに合った対応をできるだけ進めていただければと思います。

#### ○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

ほかにご発言がないようですので、以上で所管事務調査を終了いたします。

---

## 4 行政視察について

#### ○こんの委員長

次に、予定表の4の行政視察についてを議題に供します。

前回の委員会で正副案としてお示ししました視察先および視察項目について、先方と調整をさせていただき作成した調査項目、日程案をサイドボックスに掲載させていただきました。なお、先方の都合上、前回の正副案から、視察先および視察項目が変更になりました。

行程としましては、初日、10月30日水曜日の午後に、奈良県大和郡山市で不登校対策総合プログラムについて、2日目、10月31日木曜日の午前に、大阪府富田林市できらめき創造館T o p i cについて、富田林子ども食堂・居場所づくり運営支援ネットワークについて、同日午後に、大阪府枚方市で学校教育におけるICT機能の活用についてで、枚方版ICT教育モデルや端末更新、ICTを活用した業務改善策など、そして最終日、11月1日金曜日の午前に、京都府京都市で学びの多様化学校（不登校特例校）について、京あんしん子ども館についてをそれぞれ視察してまいりたいと思います。

なお、宿泊については、30日は大阪市、31日は枚方市の予定で考えております。

それでは、この内容で視察を実施することとし、実際の行程など細かい調整を進めまして、日程や視察先に変更などが出た場合は正副一任とさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

#### ○あくつ委員

今、サイドボックスを拝見したところ、宿泊地が奈良県と京都になっていますけれども。

#### ○こんの委員長

すみません。変わっているということで。一応このように予定をおおむね決まっていますが、やむなく変更になる場合も、この最終調整であるかと思えます。そのときには正副一任とさせていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

#### ○こんの委員長

ありがとうございます。

なお、次回の委員会で事前の勉強会を行いたいと考えておりますが、既に先方から、事前に質問事項をお送りいただきたいとの依頼がございます。質問事項は、次回の勉強会を踏まえてご提出いただきたいと思っておりますが、各委員それぞれ視察先について少しお調べいただいて、どのようなことを先方に聞いて確認したいかなど、事前にご検討いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

以上で本件を終了いたします。

---

#### 5 その他

#### ○こんの委員長

次に、予定表の5のその他を議題に供します。

その他で何かございますでしょうか。

#### ○飛田子育て応援課長

それでは私からは、子育て世帯へのお米支援プロジェクトの進捗状況についてお知らせいたします。

申込み人数です。住民基本台帳と照らし合わせまして、父、母ともに申し込んでいたり、他区からのエントリー者などを除きまして、最終申込み件数は7,250件、人数としましては1万825人となりました。第1回の配付としまして、4,686人に8月5日より希望の児童センターで配付を開始しております。残りの6,139人に対しては、第2回の配付として、9月5日より希望する児童センターにて高知県産のお米の配付を開始いたします。第2回の配付対象者には、8月25日に9月5日より配付開始をする旨の連絡をメールにて周知をいたしました。

#### ○こんの委員長

ご報告が終わりました。

本件につきまして、ご確認されたいこと、事項などがございましたらば、いかがでしょうか。

#### ○あくつ委員

私からもありがとうございます。1点だけ要望というか、非常に反響が大きくて、私のもとにも多数の喜びの声、特に今回米不足、令和の米騒動などと言われている、これは事業を考えたときにはそのようなことも想定はしていなかったと思うのですが、そういった中で非常に助かるという喜びの声をいただいているところですが、児童センターに取りに行かれたご家庭から2件、ちょっとお話があって、1件は、やはり行ったときに、初めてのことから仕方ないのですが、ある児童センターでは、「お米を取りに来たのですが」と言ったら、「えっ、お米」という感じで、最初はきよんとした感じでびんときていなかったのですが、そのうち、ああという感じで分かってくれたと。ただ、それは保護者の方が取りに行ったのですが、それも恐らく子どもが1人で取りに行っていた場合に、ちょっとそこでしゅんとなって帰ってしまったかもしれないということが1件です。

それともう1件は、それはご主人が電子申請で申し込んだ。それで奥様が取りに行った。そのときに窓口の人から、児童センターの受付の方から、「お申込みになられているのですよね」という確認があって、ご主人に言われたから取りに行ったので、「そうだと思いますけれども分からないです」と言ったら、「では、ちょっとそれは渡せませんね」というように言われて、1回帰ってきてしまったということがありました。でも、その後、きちんとご主人に確認をして、仕事をされていたので、その仕

事が終わってから確認をして、もう1回取りに行って受け取ったのですけれども、この件も、多分子どもが行かれていたらちょっと悲しい思いをしたのではないかということで、当然初めてのことでありますし、たくさんの仕事を児童センターの職員の方も抱えながらの作業だと思いますので、ある意味仕方のないことではあると思うのですが、これからもそういった受付については、速やかにスムーズにいくようお願いをしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

#### ○藤村子ども育成課長

児童センターのお米の配付の件につきましては、館長はじめ職員のほうには周知しているところなのですが、多少行き渡っていないというところがあったのかなと思いますので、そちらについては今後も第2弾もごございますので、しっかり周知して遺漏のないようにしていきたいと思っております。

#### ○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

#### ○山本副委員長

私からも1点だけ。今まさに進めていращやるところだと思うのですけれども、この狙いの1つに、取りに来たお子さんとコミュニケーションを取って次の支援につなげるというような目的もあるということだったと思うのですが、それが現状、児童センターに取りに来た子どもたちとのコミュニケーションなどが取れているのかどうかということをお聞かせいただければと思います。

#### ○藤村子ども育成課長

児童センターのほうにお子さんが取りに来た際には、毎日ご飯食べているかなど、そういった簡単な声かけをしております。今直接何かにつながったところまでは報告は入ってきていないのですけれども、そういった形で何かアウトリーチ支援というところにつながるような形でやっているようなところではあります。

#### ○山本副委員長

ご説明ありがとうございました。今お声かけをいただいているということで、続けていただきたいと思っておりますし、また何かその中で気づいて次の支援につなげられることがあればぜひつなげていただきたいと思うので、そういった仕組みが児童センターで対応されている皆様にも、きちんとそのようなものに気づいたときにはつなげるようにということでご周知いただいて、そういった場合にはつなげていただけるように進めていただければと思います。

#### ○藤村子ども育成課長

児童センターの職員のほうは日頃からそういったところを気配りしてやっておるところですので、さらに周知して、そういったところを徹底するように伝えてまいりたいと思っております。

#### ○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

ほかにその他で何かございますでしょうか。よろしいですか。

ないようですので、以上でその他を終了いたします。

以上で本日の予定は全て終了いたしました。

これもちまして、文教委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

○午後4時25分閉会